

令和7年度第3回堺市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事要旨

開催日時：令和8年2月27日（金）10:00～12:00

開催場所：フェニチエ堺 多目的室

出席委員：秋元委員、天野委員、大島委員、木村委員、小堀委員、嵯峨委員、西尾委員、東根委員、松端委員（会長）

欠席委員：鶴浦委員、金澤委員、崎川委員

【案件1】

（事務局より説明）

（松端委員・会長）

これまでに出了意見を踏まえての修正箇所を中心に説明があった。本編が資料4、概要版が資料5である。

（天野委員）

資料2の1ページ3段目に記載されている、令和8年4月開校予定の「百舌鳥支援学校宮園分校」（以下、「分校」という。）についてである。これまでも開校に至るまで何度も議論を重ねてきた。宮園小学校と分校の児童が同じ校舎内に入ることになっている。これに対し、こども同士が本当にうまく共生できるのか心配しており、そういった点を考慮すると、活動の場等はある程度分けた方が良いのではないかと。

分校については既に決定しており、変更は困難であると認識しているが、宮園小学校と分校の児童が同一の校舎に入る際の共生の方法について、検討が必要である。例えば、校舎内を区分してそれぞれの区画を設けるといった手法も考えられるが、少なくともトイレや体育館を使用する際には合同となる。このような場合、さらなる課題が生じることが懸念される。

宮園小学校の児童には可能であっても、分校の児童には困難なことがある。支援学校の教員と小学校の教員が同時に指導にあたっていても、その調整は極めて難しいのではないかと。私自身が金岡南小学校の校区に住んでおり、保護者から「本当に大丈夫なのか」という懸念の声を何度も受けてきた。教育委員会により既に最終的な決定はなされているが、地域ではこうした懸念の声を念頭に置いてもらいたい。

（事務局）

本件は、地域福祉計画の中で直接的に言及している事項ではないが、パブリックコメントを実施した際に意見があったものである。

（松端委員・会長）

分校の児童が、その地域の学校の中で小学校の児童たちとともに学ぶということか。

（天野委員）

分校では、同一の校舎に通学することとなる。教室配置については、支援学校と小学校で分かれておらず、仕切り等は設けられない。体育館やトイレについては、共用することとなっている。

（松端委員・会長）

これまでも同様の運用がされていたのか。

(天野委員)

これまでは別々であった。

(松端委員・会長)

つまり、小学校と支援学校を合同にするということであり、それに対する懸念があるということか。

(天野委員)

その通りである。特に保護者が心配を抱えている。

(事務局)

本件は教育委員会の管轄事項であるため、この場で正式な見解を述べることは難しい。パブリックコメントにおける意見の回答にあたっては、教育委員会と調整済みの内容である。

(松端委員・会長)

国際的な動向に目を向けると、日本は障害のあるこどもと、障害がないこどもを分離する傾向が強すぎると、国連の障害者権利委員会から指摘を受けている。特別支援学校や、小学校内の支援学級があることもその一例である。世界的に見ると、日本では障害のあるこどもと、そうでないこどもを分離している傾向にある。

天野委員の懸念も理解できるが、同じ場で同じように学ぶ機会を創出していくことは大きな潮流であり、そういった方向性が望ましく、他の地域でも推進すべきである。そうなれば、自然に触れ合うことができるようになるのではないか。一方で、意見の通り、統合によって生じる課題やトラブルもあるかもしれない。

(天野委員)

様々な課題を解消するには時間がかかると考えている。

(松端委員・会長)

世の中に多様な人々が存在することを幼少期から学べる環境にある方が良いのではないかと考える。

(小堀委員)

堺市は、かつて養護学校や特殊学級援助と呼ばれた時代に、全国に先駆けて学校を設立するなど、先駆的に取り組んできた。しかし、これまでのやり方に拘泥してしまったため、大阪府内の北摂地域等と比較すると、新しい方向へ体制を切り替えられずにいた。その結果、小中学校と支援学校を完全に分離する形が続いてきた。今春より、ようやく分校が開校する運びとなったが、国連の勧告から見れば依然として課題は残っている。同一校舎内への支援学校と小学校の併設自体は、全国的には決して珍しい事例ではなく、先行する成功事例を数多く視察した上での判断である。一方で、天野委員から示されたような懸念の声も数多くある。

今回の校区割りにおいて、新設の分校を選択するのか、あるいは過密化しているものの百舌鳥支援学校を選択するのかについては、保護者の判断に委ねられた。その結果、分校は定員に対して約 2 割程度の入学者数となる見込みである。まさに天野委員が述べた通り、長い年月をかけて信頼関係を築いていくことが肝要であり、いずれ分校も定員に達するよう、着実な努力を重ねる必要があると考えている。

教育委員会においても、障害児教育に関するノウハウが十分に蓄積されていない側面がある。多くの関係者の指導を仰ぎながら、着実に取り組むべきであると考えている。引き続き、天野委員にも応援とご指導をお願いしたい。

次に本編 78 ページから 79 ページにおいて、「重層的支援体制整備事業における事業目標及び評価・見直し」の事項が新たに掲載されたことについてである。その内容について異存はない。本事項を計画に明記することで国から交付金が付与されるとのことだが、この交付金は用途が限定されたものか、あるいは用途が限られない汎用性のあるものなのか。どのような性質の財源として交付されるのか、説明をお願いしたい。

(事務局)

参考資料の「重層的支援体制整備事業について（厚生労働省）」をご確認いただきたい。社会福祉法の改正に伴い、令和 3 年度より「重層的支援体制整備事業」が施行された。本事業の実施は自治体の義務ではなく、任意事業となっている。

2 ページの（注 1）に記載のとおり、本事業を実施する自治体は、堺市を含め大幅に増加している。当事業の交付金については、当初、国からは各分野の縦割りとなっている補助金や交付金、負担金を一括化し、制度の枠を超えて柔軟に運用できるものとして打ち出された。

新たに「多機関協働事業」および「アウトリーチ等を通じた参加支援」に該当する事項については、国から別途財源が交付されることとなっている。11 ページに、交付基準の詳細が掲載されている。堺市の場合、見直し前は 5,500 万円を上限として交付を受けていたが、実施自治体の増加等に伴い、令和 8 年度から事業を開始する市町村の交付基準額は大幅に減額となった。

冒頭で「本計画に明記しなければ国費の確保に影響する」と説明したのは、11 ページの下段に記載されている内容に起因する。当初、本交付金には加算要件は設定されていなかったが、今後は適切な検討プロセスを経ることや、実施目標や事業評価・見直しに関する事項を記載することを条件に満額を交付するという周知がされた。こうした状況に鑑み、今回策定する重層的支援体制整備事業実施計画案に当該内容を盛り込んだ次第である。

(小堀委員)

堺市に当該交付金が交付された場合は、本事業の目的にのみ使われるという理解でよいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(小堀委員)

そうであると信じたい。計画への記載内容については異論ないが、財政当局による予算の解釈や運用は、往々にして非常に広範になされるように認識している。本事業の目的を達成するために、確保した財源が適正に充当されるべきである。行政は計画主義であるため、計画に明記していることを根拠に主張をお願いしたい。

(松端委員・会長)

重層的支援体制整備事業は、当初国は積極的な姿勢であったが、最近は包括的支援体制の整備のための 1 つの手段であり、必ずしも実施しなくてもよいという位置づけになってきた。参考資料 2 ページにあるように、実施自治体数は約 100 団体も増加しているにもかかわらず、厚生労働省の重層事業（多機関協働事業

等)の予算額は約56億円で据え置かれている。予算枠を広げずに、交付額を切り詰めて多くの自治体に分配する形となっている。国が本格的に社会福祉法に基づく体制整備を進めようとしているのか疑問が残る。

選挙でもあまり話題にならなかった。国民的な議論にまで発展しておらず、世論の関心も低い。本当はもっと主張する必要がある。福祉業界にとっては重要な問題であるが、一般市民にとっては関心の外にあるのが実情である。とはいえ、重層的支援体制整備事業を始めた以上、しっかりと推進する必要がある。堺市では、交付金は減額になるということか。

(事務局)

交付金は減額となる見込みである。しかしながら、重層的支援体制整備事業を通じて地域とともに包括的な支援体制を構築していくというスタンスに変わりはない。引き続き本計画に基づき、着実に取り組みたいと考えている。

(松端委員・会長)

包括的な支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業があり、これをいかに活用するかということである。

(天野委員)

資料とは直接関係ないが、一点確認したい。先般、iPS細胞を用いた心臓病やパーキンソン病の治療が認可された。特にパーキンソン病については、これまで様々な治療が試みられてきたものの、完治は困難であっただけに、今回の進展は画期的なことであり、非常に喜ばしく感じている。こうした医療の進歩は素晴らしいものであるが、一般にはまだ十分に知られていない情報も多い。知見を深めるためにも、本計画に関連する分野等で、最新の動向や、知られていない重要な知見があれば、教えてもらいたい。

(事務局)

いくつか把握している範囲で回答する。次期計画案において、前計画から最も大きく変更した点について、資料4の概要版を確認してもらいたい。資料4の7ページに示すとおり、「共通施策」を新たに設けたことを紹介する。これまでは共通施策はなく、「取組の理念」と「基本目標」と「重点施策」という構成であったが、全ての分野に関わる事項として、予防的支援と孤独・孤立対策や、情報提供等を共通施策とした。情報提供については、AI等の先端技術も活用しながら推進する考えである。

また、「共通施策3」に位置付けた人材の確保については、令和6年度のアンケートや社会福祉審議会、懇話会等においても、極めて多くの指摘を受けた事項である。専門職や地域団体のいずれにおいても課題とされていたことから、人材確保・育成等を施策の柱に位置付けた。

(松端委員・会長)

共通施策のうち、「予防的支援と孤独・孤立対策」については、人間は共同生活するものであるため、社会から孤立することや、話す相手がおらず孤独状態に置かれること自体が免疫力を低下させ、その結果、心身の健康状態が低下することが科学的に明らかになっている。孤独・孤立対策として、人々が集い交流し、他者と触れ合う機会を確保することは、個人の責任に帰すべき問題ではなく、社会や地域がその機会を創出していくべきものである。そうした場の提供が、結果として介護予防や健康増進に直結すると考えられる。こういった背景から、堺市として重点的に推進するということである。

また、天野委員から紹介があった iPS 細胞等による先端医療については、パーキンソン病等の疾患に対し、治療の道が開かれることを切に期待している。

(秋元委員)

相談者の中にクロイツフェルト・ヤコブ病の方がいるため、助成等の手続きについて伺いたい。相談者の病状の進行が極めて早い、申請手続きに 2、3 ヶ月を要すると聞いている。そのため、認定されるのを待つ間に、命が持たないのではないかと危惧している。このような場合、認定の手続きを早急に進めるなどの対応は可能か伺いたい。

(事務局)

当該疾患が指定難病の一種であることは承知している。民生委員等の活動を通じて対象者に関わり、支援に尽力されていることに感謝する。本件については、個別性が高い案件であるため、この後、改めて秋元委員に詳細を伺いたい。対象者の居住区や現在の生活状況等、情報共有し、どのような対応が可能か、ともに考えたい。

なお、堺市における指定難病の助成制度に関する申請窓口は、各区役所に設置されている保健センター、または本庁の保健医療薬務課となっている。

【案件 2】

(事務局より説明)

(松端委員・会長)

生活保護制度運用上の課題改善策に係る取組経過について、説明があった。本事案については、必要な支援を怠ったという不作為の問題ではなく、積極的に不正行為に関与したという認識で相違ないか。

(事務局)

指摘の通りである。本事案はケースワーカーが加害者側に寄り添ってしまった。不当要求に加担してしまい、これを防ぐことができなかったということである。不当要求を組織として拒む対応が十分にできなかった。

そのため、現在、再発防止策として研修を中心に実施している。不当要求への対応についての研修や、組織として対応するための取組を実施している。

(松端委員・会長)

不当な要求については、その要求の背景を洞察し、なぜそのような理不尽な主張をするのか、相手の立場に立ち、時間をかけて相談者と丁寧に関わる必要がある。これには強い忍耐が求められるため、個人の力量では限界がある。組織として、しっかりと寄り添う体制を構築しなければならない。

事務局からの説明に対して、嵯峨委員から意見を願いたい。

(嵯峨委員)

報告のあったとおり、特に項目 7 について、当事者の声を直接聴取した上で「生活保護のしおり」の改定やアンケート調査を実施しており、全国的にも極めて貴重な取り組みである。策定して終わりとするのではなく、継続的に当事者の意見を反映させ、随時更新していく取組を継続してもらいたい。

また、本事案の背景には職員の実施体制の問題も含まれており、組織的な対応が十分に機能していたかが問われている。ケースワーカーや SV（査察指導員）の配置数については、引き続き充足に努めるよう強く求めたい。事案の発生から時間が経過し、職員の入れ替わりがあると思うが、教訓を風化させてはならない。研修等を継続することであったが、引き続き改善に向けた取組をお願いしたい。

（小堀委員）

「生活保護のしおり」の表紙が親しみやすいデザインに刷新された点は評価する。一方で、冊子全体で使用されている「扶助」という言葉が伝わりにくいのではないかと懸念がある。「扶助」とは、「支援」を指す言葉だと考える。

議会において、行政が「施策」と言っている、「施す」という意味が含意されているので、あえて「施策」とは言わず「政策」と言うようにしている議員も多い。「扶助」は法律用語であるため仕方がないが、一般的には馴染みが薄い語句である。利用者の理解を助けるため、「『扶助』が『支援』を意味するものである」といった解説を付記するなどの配慮が必要ではないか。「支援」と読み替えるだけでも、非常に理解しやすくなると思われる。扶助と言われると、ハードルが高い印象を受ける。ハニワ部長を活用するなど、親しみやすいデザインとしているので、さらに工夫してもよいのではないか。

（事務局）

指摘の通り、生活保護制度には法律用語が多用されるため、解説の平易化については従来からの課題と捉えてきた。冊子全体の文言を平易な言葉に置き換える必要性も検討したが、受給者との懇談を踏まえて、どのような表現であれば理解しやすいか、調整した結果の文案である。今回の指摘は提案として受け止める。また、先ほど嵯峨委員からの指摘にもあったとおり、今後も継続的に内容を検討したいと考えている。

嵯峨委員からケースワーカーの体制についても指摘があった。ケースワーカーの充足については最大の課題と認識している。人材確保が困難な状況ではあるが、ケースワーカー全体の定数確保に努めている。また、社会福祉職の採用にも一層注力する考えである。加えて、事案を風化させないための取組として、各種研修を継続している中で、当該事案そのものを研修の題材として取り上げ、「何が問題であったのか」「どう対応すべきであったのか」を、新しく採用された職員を含めた全員がしっかりと考える機会を設けている。こうした研修を、今後継続的に実施する方針である。

（松端委員・座長）

「扶助」については、社会保障制度の概念上、公的扶助の枠組みの中に生活保護が位置付けられていることから、法律用語となっている。しかし、法に基づいた表記が必要であるとしても、例えば「生活扶助」であれば「生活に関する支援（生活扶助）」と用語を補足するなど、住民の視点に立つと、わかりやすくなるのではないか。今後も改定されるということなので、できるだけ住民目線に立ち検討してもらいたい。そもそも制度の枠組みは複雑でわかりにくいいため、わかりやすく見直す必要がある。

（事務局）

イラストや挿絵について、より多くとり入れるべきか、意見を伺いたい。行政の作成する資料として、あまり取り入れすぎると公的資料としてふさわしくないという意見もある一方で、親しみにくい印象を与えないようなものにした。親しみやすさと公的な信頼性をいかに両立させるかのバランスの取り方については非常に悩ましいところである。

(松端委員・座長)

個人的にはイラストを取り入れた方がよいと考えるが、もう少し自然な印象のイラストが望ましいのではないかと。ただ、イラストが適度にあることはよい印象を受ける。従来の行政の文書は親しみにくく、閲覧しようと思えないものであった。絵本のようにすることも考えられる。随分と改善はされつつある。

また、ケースワーカーの充足率は課題である。私の所属である武庫川女子大学では、学生の関西圏での就職活動先として、大阪市を選ぶ学生が多く、堺市があまり選ばれていない印象である。

一方で、堺市はガバナンスが効いていると考えている。私の卒業生のケースワーカーによると、電話対応する中で生活保護制度に直接関係のない相談までケースワーカーに寄せられるという。これは、利用者にとってケースワーカーを頼りにしているという実態の裏返しでもある。ケースワーカーには孤独や寂しさを抱える人々から頼りにされているということを自負してほしい。逆に、それが煩わしいと受け止めるような組織になれば、不当要求に対して適切に対応できないといった事案につながってしまうかもしれない。

【全体を通じての意見】

(大島委員)

本編 24 ページの「地域での気づきや見守りの現状」という項目に関して、校区福祉委員会の見守り活動の実態に関連して提案したい。現在「お元気ですか訪問」では、訪問人数や回数が厳格に定められているが、もう少し柔軟に運用してもらえないか。

(社協)

「お元気ですか訪問活動」については、月 1 回の訪問を基本としている。事業の定めにより、対象者が 25 人を超える部分に関しては、校区福祉委員会の自主努力により実施されているのが実情である。

本事業の運用に関しては、今年度は、猛暑日における訪問活動が極めて危険であるとの判断から、電話確認等への代替を認めるなど、実施方法を柔軟に変更している。今後も各校区の個別事情を十分に鑑み、より安全かつ持続可能な運用のあり方について検討を進める考えである。

(大島委員)

今の説明はあくまで現行の「月 1 回訪問」という前提に立ったものである。私が指摘しているのは、「1 人につき月 1 回、25 人」という基準ではなく、地域全体でのトータルの延べ人数で評価する仕組みに転換できないかである。

(社協)

指摘の点も含め、検討課題であると認識している。校区福祉委員会による「お元気ですか訪問活動」の趣旨は、対象者それぞれの安否確認を大前提としており、月 1 回直接本人に接して状況を確認することに主眼を置いている。一方で、より多くの対象者を訪問するという視点も重要であると考えている。訪問のあり方については、引き続き検討を進めていきたい。

(松端委員・座長)

安否確認のおかげで、課題等を早期に発見されるといった成果はあるだろう。一方で、校区によって状況が異なると考えられるため、丁寧なヒアリングに基づいて、柔軟な運用が必要ではないか。

(社協)

校区によって事情は様々であり、訪問回数が負担となっている地域がある一方で、月 1 回の頻度を維持すべきという声もある。多くの意見を集約し、引き続き検討を進めたい。

(松端委員・座長)

国の推計では、死後 1 週間を経て発見される孤立死が年間 2 万数千人を超えるとされている。こうした状況下で、見守り活動の担い手の状況は厳しくなっている。自治会加入率の低下も顕著である。その中で、活発な校区福祉委員会の活動を今後も維持できるのか。5 年、10 年先を見据えた手法の検討を重ねているが、結論は容易には出ない。活動の担い手も年齢を重ねるため、新たな人たちにも加わってもらいたいところである。

(大島委員)

校区福祉委員会として、PTA にも協力を依頼している。民生委員の選任にあたっては、PTA の協力を得て進めてきた。その結果、4 月から PTA より 1 名選出されることとなった。若い世代の参加は非常に心強く、今後の活動を維持する上でも PTA との連携は重要である。

(松端委員・座長)

30 代から 50 代といった層の人たちに、もっと活動に参加してもらう必要がある。そのためにも、戦略的な視点を持って担い手の確保に取り組まなければならない。

(小堀委員)

あつたかぬもりプラン 5 の概要版の 4 ページに掲載されている「本市の人口」について、伺いたい。

外国人住民の増加について、世論で関心が高まっている。堺市の外国人住民は 2020 年に 1 万 5,601 人だったのが、2025 年に 1 万 9,906 人になったということであるが、外国人住民の中には特別永住者も、ニューカマーの方もいる。外国人住民について、数字だけが示された際、それが市民にどう受け止められるかが懸念される。堺市にはかつて堺紡績所という日本で 2 番目に建設された紡績所があり、旧植民地出身の方に過酷な労働を強いてきたという歴史的背景がある。そうした経緯から、堺市は全国的に見ても特別永住者の割合が高い。一方で、世間では外国人住民に対して排斥的な意見も見受けられるが、外国人住民の中には、特別永住者として日本で生まれて日本語しか話せない住民も含まれ、その方も含めた数値であることを踏まえる必要がある。そこで、意見を聞きたいのは、外国人住民の国籍等の内訳を記載することについてである。

内訳を記載すると、特別永住者とニューカマーと呼ばれる方との間の分断を生じさせる、あるいはそれを助長するおそれがあるのではないかと懸念している。一方で、特別永住者の一世の中には、日本国籍の喪失により一時無国籍となった実態があり、国策によって外国籍とされた高齢の方も現在なお存命である。これらの方を「外国人住民」として一括りに扱うことの是非について、判断に迷うところである。外国人住民の増加は、世論で関心を集めている。属性を分類して記載すべきか、あるいは詳細を記さない方がよいのか、意見を伺いたい。

(東根委員)

計画の本編と比べると、概要版における外国人住民の増減率の記載の仕方は、目立って見えるように思われる。そのために、概要版を見ると、外国人住民の増減率が非常に高く、急増しているような印象を与える。

(事務局)

本編では、17 ページの最下部に「外国人住民は 27.6%増加した」と文章で記載している。あくまで文章による記載であり、概要版のように表を用いた表現にしていない。

(東根委員)

外国人住民の増加の実態を記載することは必要である。堺市社協とこども食堂を対象に実施したアンケート調査では、地域での活動者が自由記述欄で「外国籍のこどもや、その世帯が気になる」と回答するケースが想定以上に多かった。外国人住民については地域福祉においても検討すべき課題である。個人的には、実態を明記し、意識して共有していくことが重要だと考える。ただし、本編のように文章中で記載すべきか、概要版のように表で記載すべきか、どちらが適切かは現時点では答えはない。

(嵯峨委員)

外国人住民の背景は多岐にわたり、限られた紙面で歴史的背景や在留資格を詳細に記述することは難しいと考える。ニューカマーだけではないという実態を、その都度啓発していくことは必要だろう。

外国人住民に関する記述を改めて確認すると、本編 17 ページの「外国人住民の増加により、従来の地域コミュニティだけでは解決しづらい福祉課題の増加が懸念される」という記述については、検討が必要である。高齢者介護の現場等では、外国人が不可欠な担い手となっている側面もあるため、記述のバランスを取る必要がある。外国人住民は福祉の利用者としてだけでなく、担い手でもあるという側面もある。

(松端委員・座長)

総人口が減少している中で、外国人住民が増加している。小堀委員が懸念しているように、世間では外国人を排斥するような意見が出ている。ただ、このような主張は何の解決にもならない。何か具体的に不都合なことが起きているとは考えられない。外国人住民がルールを守らないという主張もあるが、日本人もルールを守っていないことがある。しかし、偏見が強い。

一般的な傾向として、社会が不安定になり、自分の生活が厳しくなった際に、不安や不満のはけ口として「悪者」を求め、その対象を作り上げてしまうことがあると考えられる。

そのため、記載することにより、意識化することもあれば、実態を踏まえて考えることを促すこともある。

日本で昨年生まれたこどもの数は 70 万人程度であるが、日本国籍だけに限るともっと少ない。特定の対象を排斥する動きが出る懸念がある。技能実習制度の見直しなど国の政策も変化する中で、外国籍の方も含めて、地域でいかに暮らしやすくするかという視点が必要である。

事実として、コンビニエンスストアや介護現場では外国人材が増加しており、既に地域を支える存在となっている。そのため、特に区分するような必要はないのではないかとともに暮らしやすい地域を築くための機運をどう形成していくかが重要である。具体的な記載方法は、どのようにするか。小堀委員の意見は、外国人住民の増加を目立つ形で掲載しなくてもよいという趣旨であったと理解している。

(小堀委員)

他の委員の意見を聞いて、現在の記載の仕方でよいと感じた。先日議会において、海外で多文化共生がうまくいっている国があるのかという質問があった。罪を犯せば強制送還することが必要だという意見も聞いたことがあるが、罪を犯した日本人は追放できるのかと感じる。こうした極端な排斥論が違和感なく受け入れられつつある現状に危機感を抱いている。帰る国を持たない人々も存在していることについても触れた方がよいのではない

かと考えていたが、他の委員の意見を踏まえ、現状の記載でよいと感じた。

(松端委員・座長)

日本にも多様なルーツを持つ人々が存在している。例えば、ミャンマーのように情勢が不安定な国から逃れてきた方もいる。もっと寛容さが必要である。

ソーシャルインクルージョンとは、もともと 1980 年代にヨーロッパに外国人住民が増加し、移民排斥運動が起こる中で、社会として包摂しようという考えから生まれたものである。そのため、国際的には、1980 年代以降、移民が増加する中で、もともとの国民との軋轢が生まれたと考えられる。アメリカのように極端な対応策が取られるようなこともある。日本人のルーツも様々であるため、もっと柔軟であってもよいのではないか。

スウェーデンではもともと人口 800 万人程度であったのが、現在は 1,000 万人程度である。うち、200 万人程度が移民である。そう考えると、日本でも外国籍の方が増加すること自体が直ちに問題となるわけでもなく、それによって社会が不安定化している状況にあるとも言い切れない。

(小堀委員)

計画の記載については現状のままでもよいと考える。必要に応じて十分な補足説明をお願いしたい。

(松端委員・座長)

あえて「多文化共生」と声高に掲げずとも、平時から自然に関係を築ける状態が望ましい。無理解が偏見を生み出し、交流の機会が乏しいことから、相手を過度に否定的に捉え、悪魔化してしまう傾向にある。日常的にきちんと交流し、良好な関係が築けていれば、一方的に悪く言うことはないだろう。日頃から関係性が形成されていれば、外国人住民を自分から切り離して、排斥的な意見を述べることもないだろう。

例えば、「近頃の若者は」という批判的な意見をやるケースもあるが、これは若者を自分から切り離して見ているから、若者が特異な行動をしているように見えるのである。若い人が悪いわけではない。偏見が生じることで、自己防衛的に特定の対象を「悪者」として位置づけてしまう傾向がある。そのため、もっと日常的に触れ合い、知る必要がある。

外国人住民の増加に関する記載については、事務局に一任したい。

(事務局)

貴重な意見が示され、改めて検討することができる機会となった。特定の意図を持った記載ではなく、外国人住民も含めたソーシャルインクルージョンを推進したいという意図で記述したものである。

一方で、「外国人住民の増加により、従来の地域コミュニティだけでは解決しづらい福祉課題の増加が懸念されます。」と表現した点については、嵯峨委員の指摘のとおり、外国籍の方々がいなければ地域が成り立たない側面も当然あるため、誤解を招かないよう、追記や修正を含めた検討が必要であると認識した。

(松端委員・座長)

日本全体で人口減少が進んでいるので仕方がないが、今後の堺市の人口減少は著しい見込みである。また、1 世帯あたりの人数が減少し、単身世帯が増加する中で、自治会加入率が低下し、将来的に自治会がなくなることあるかもしれない。これまであまり着目されてこなかったが、日本社会は、家族を単位とした世帯が自治会に加入し、地域活動を担うことが基礎となっていた。その基礎が揺らぎ、社会の形が大きく変わってきている。こういった状況を踏まえて、福祉を考えることになる。概要版の 4 ページを見るだけでも、深刻な状況であること

がわかる。高齢者が増加し、認知症の高齢者も増加することが見込まれる。

(天野委員)

1 点目として、「お元気ですか訪問」について、うまく運用できている地域は少ないのではないかと。私の所在する地域もうまくいっていない。会議等の場で訪問状況を確認し、訪問するように促しても、なかなか進まない。民生委員も毎月訪問しているため、校区福祉委員会による訪問と民生委員による訪問との違いがわからない。校区福祉委員会と民生委員が連携することによって効果を上げることができるのではないかと。

2 点目として、防災に関して、要介護者等にどう対応するかという議論が地域であった。国から出された指針に基づき、個別避難計画の作成を優先するのは約 400 人だったと思うが、既に作成は済んでいるのか。先日この取組について地域で説明を受けたが、非常に良い取組だと考える。今年の秋に実施する区民まつり等で周知したいと考えており、どう工夫するか考えているため、協力をお願いしたい。

(事務局)

個別避難計画については、特に優先度が高い方約 400 人の作成は済んでいる。対象者を拡充して、継続して取組を進めているところである。

(秋元委員)

「お元気ですか訪問」について、私の校区では校区福祉委員と民生委員が連携し、一緒に実施している。活動主体が校区福祉委員会か民生委員かという区別をせずに活動している。事業の成り立ちは、校区によって様々である。連携については検討してもらいたい。

(大島委員)

私の校区においても、校区福祉委員と民生委員が連携し、民生委員も訪問をしている。「お元気ですか訪問」の対象者は校区福祉委員会として 40 名程度を特定し、民生委員にも情報共有している。実務の大部分は民生委員が担っており、校区福祉委員長も民生委員が務めている。

以上